



一般財団法人 千葉県社会保険協会

# 月刊 社保ちば

## 目次

### ●日本年金機構からのお知らせ●

- ・短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大のご案内 …… 2-3

### ●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

- ・協会けんぽ2023(令和5)年度決算のお知らせ …… 4
- ・令和5年度における協会けんぽ千葉支部の主な取組 … 5

### ●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

- ・冬山の家開設「ホワイトハウス マスエン」のご案内 …… 6
- ・社会保険相談のご案内 …… 7
- ・会員情報提供のお願い …… 8

#### 割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応しています

## 日本年金機構からのお知らせ

## 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大のご案内

### 1. 令和6年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で働く短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険（社会保険）の加入対象となっています。  
この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。



※ 厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは

1年のうち6月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

なお、この企業等のことを「特定適用事業所」といいます。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

### 2. 加入対象者（短時間労働者）の手続き

特定適用事業所に勤務する方で、1週間の所定労働時間または1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満である方のうち、以下の条件にすべて該当する方が短時間労働者として社会保険の加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

※ 手続き

・加入対象となる短時間労働者がいる場合は、「被保険者資格取得届」を日本年金機構へ提出する必要があります。

・社会保険の手続きは電子申請をご利用ください。

## 日本年金機構からのお知らせ

### 3. 年金を受け取りながら働いている短時間労働者の方へのご案内

#### ※ 在職による年金の支給停止

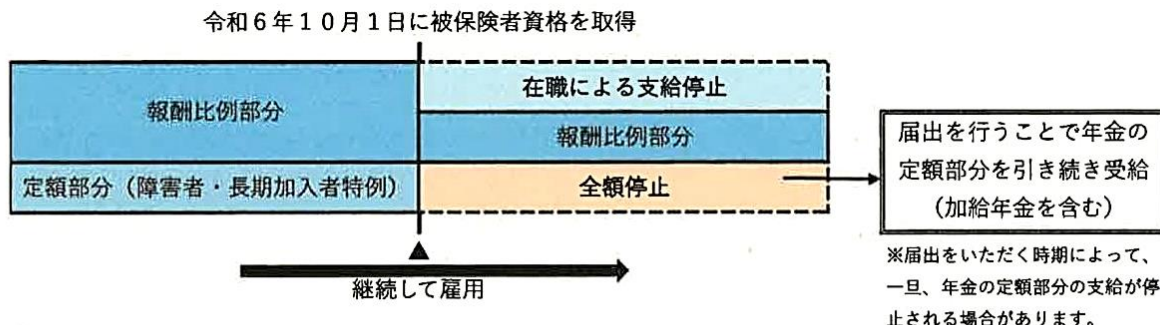
老齢厚生年金を受給している方が、厚生年金保険の被保険者資格（短時間労働者を含む）を取得した場合、年金と給与や賞与の額に応じて、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。

#### ※ 障害者または長期加入者特例に該当する老齢厚生年金を受けている場合の経過措置について

老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者（障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度にある方）または長期加入者（厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある方）の特例対象者が厚生年金保険の被保険者資格を取得すると、年金の定額部分（加給年金額が加算されているときは加給年金額も含む。）が全額支給停止となります。

ただし、令和6年9月30日以前から同じ事業所で引き続き働いている方が、適用拡大により、令和6年10月1日に被保険者資格を取得した場合は、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受け取ることができます。

（経過措置による定額部分を引き続き受給する際のイメージ）



### 4. 専門家活用支援事業

事業主や事業者団体の方からの依頼により、事業主・従業員の方向けの説明会や、適用拡大に関するご相談に社会保険労務士を派遣します。

#### ※ ご利用の流れ

ご利用の流れは以下の4STEPです。

顧問契約等を結んでいる社会保険労務士がいる場合は、契約を結んでいる社会保険労務士へご相談ください。

- STEP1 管轄の年金事務所へ電話  
管轄の年金事務所へお電話ください。派遣依頼届の提出など、ご利用の流れをご説明します。
- STEP2 派遣依頼届の提出  
「専門家派遣依頼届」を管轄の年金事務所へご提出ください。
- STEP3 都道府県代表の年金事務所と日程・内容等の調整  
都道府県代表の年金事務所から日程等をご連絡します。  
日程や内容等の細かい調整もこの時点で行います。
- STEP4 説明会等の実施  
決定した日時、場所に専門家を派遣します。当日は疑問点等、お気軽にご相談ください。

## 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

# 協会けんぽ 2023(令和5)年度 決算のお知らせ

## ▶ 2023年度の決算のポイント

2023年度の決算は収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円となり、収支差は4,662億円で前年度から343億円の増加となりました。収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。

ポイントとして、収入・支出ともに前年度より増加しましたが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円増加した一方、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円増加しており、支出のほうが収入よりも伸びています。そのため、単年度収支差は実質的には前年度より縮小しています。



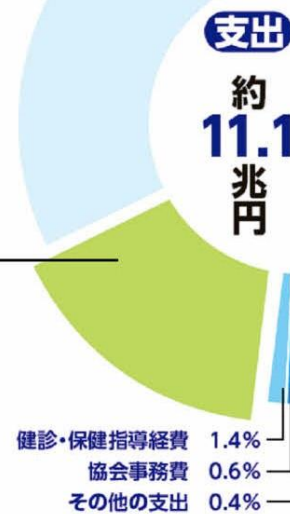
2023年度決算		医療分
収入	11兆6,104億円	(+3,011億円)
支出	11兆1,442億円	(+2,668億円)
収支差	4,662億円	(+343億円)
準備金	5兆2,076億円	(+4,319億円)

### 保険給付費 64.2%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

### 保険料収入 88.7%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料



### 高齢者医療への拠出金等 33.4%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の約1/3を占め、重い負担になっています。

今後、団塊の世代が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。

Q. 2023年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から**楽観を許さない状況**です。

- 団塊の世代が後期高齢者になることにより高齢者医療への拠出金等の短期的な急増が見込まれ、その後も**中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること**。  
※高齢者医療への拠出金等 2023年度：2兆1,900億円 ▶ 2025年度：2兆5,300億円
- 協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること。  
※保険給付費 2023年度：7兆1,512億円 ▶ 2028年度：7兆6,600億円

こうした状況を踏まえ、協会けんぽは、将来を見据えて、加入者の健康づくりに向けた取組を進めつつ、保険財政の持続可能性という観点から、各種医療費適正化対策にも取り組んでまいります。

## 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

## 令和5年度における協会けんぽ千葉支部の主な取組

協会けんぽ千葉支部では、加入者の皆さまへの医療費・現金給付の支払いや健康の維持・増進、医療費適正化に向けた取組を行っております。令和5年度における各種取組の一部をご紹介します。

## 良質なサービスの提供・基本的役割の徹底

## 給付金の支払い

傷病手当金や出産手当金等の給付金について、申請書類を受付から支払までを10営業日以内とする目標設定（サービススタンダード）を徹底し、お支払いしています。令和5年度は、業務処理体制の最適化及び生産性の向上を図ったことで、令和4年度に引き続きサービススタンダード100%を達成することができました。



## レセプト点検

医療機関が保険者（協会けんぽ）へ医療費等の請求を行うためのレセプト（診療報酬明細書）を、社会保険診療報酬支払基金による内容審査の後、協会けんぽにて点検・審査を行っています。令和5年度につきましても、レセプト点検に関しては「レセプト内容点検行動計画」を策定し、確実かつ着実に実施することで査定率の向上に努めました。



## マイナ保険証の利用促進

令和6年12月2日に現行保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されます。そのためにも、協会けんぽ等の医療保険者が保有する資格情報とマイナンバーを正しく紐づけてオンライン資格確認等システムへ登録する必要があります。令和5年度は、事業所・加入者や関係団体への周知広報等のほか、マイナンバー未収録となっている被扶養者や70歳以上の被保険者へのマイナンバー提出勧奨を行いました。また、正確な資格情報登録の徹底の観点から、オンライン資格確認等システムに登録した全ての資格情報について、住民基本台帳情報との突合を行った結果を踏まえた点検を実施いたしました。



使ってみよう！  
マイナ保険証

## 健康づくりサポート・医療費適正化

## 健診・特定保健指導・重症化予防対策

加入者の方々の生活習慣病の予防と早期発見のため、健診（生活習慣病予防健診・特定健康診査）を実施しています。また、健診結果をもとに、生活習慣の改善が必要な方に対する保健師等による特定保健指導（生活習慣の見直しに向けた取組のサポート）や、治療が必要な方に対して医療機関へ受診を勧めるご案内を行っています。

令和5年度は、健診実施機関・特定保健指導専門機関の拡充を図ったほか、より多くの方に健診を受診していただけるよう、生活習慣病予防健診における一般健診等の自己負担額の引き下げを行いました。



## コラボヘルス

事業所と協会けんぽが一体となって健康づくりに取り組むコラボヘルスの一つとして健康宣言事業を行っています。健康宣言とは、事業主に職場の健康づくりに取り組むことを宣言していただくとともに、職場内で周知していただき、事業主と協会けんぽが連携して職場の健康課題の解決等に取り組むものです。

令和5年度につきましても、健康宣言事業所数の拡大のため、各種広報やパートナー企業（生命保険会社等）による事業所への勧奨を実施したほか、健康宣言事業所へのフォローアップの拡充を図るため、事業所カルテ（事業所の健康・医療データ）の提供や、健康づくりに関する出張セミナー、無料の歯科健診等を実施いたしました。



## ジェネリック医薬品の使用促進

協会けんぽ千葉支部では、加入者の皆さまの医療費の自己負担の軽減のために、ひいては医療費の適正化につながり、将来にわたって医療保険制度の持続可能性を高めるために、千葉県及び千葉県薬剤師会等と連携を図り、オール千葉体制で地域全体で協力し、ジェネリック医薬品の使用を促進しています。

令和5年度につきましても、各種広報等のほか、加入者へのジェネリック医薬品軽減額通知サービスを実施しました。なお、送付対象者（令和5年8月実施分）のうち、約2.2万人がジェネリック医薬品に切り替えを行い、これにより医療費の軽減効果額は約3.4億円（年間推計）と高い効果が得られました。



今後とも、加入者の皆さまの健康を守るための取組を推進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



## 千葉県社会保険協会 からのお知らせ

## 被保険者等の健康保持増進事業

## 冬山の家開設

## ホワイトハウス マスエン

新潟県 石打丸山スキー場

豊富な天然雪、魚沼平野と越後の山々を望む絶景、雪国ならではの食文化など、伝統を守りつつも、最新鋭のコンビリフト「サンライズエクスプレス」をはじめとした、雪山初心者のお客様でも安心して滞在できる設備を導入しており、時代のニーズに合わせて伝統と現代の快適さを融合している魅力的なスキー場です。



●開設期間 令和6年12月20日(金)～令和7年3月31日(月)

※初日については変更の場合があります。

●ところ

新潟県石打丸山スキー場「ホワイトハウス マスエン」  
〒949-6372 新潟県南魚沼市石打1626-1  
☎ 025-783-2440(FAXも同番号)



●利用申込

直接、電話にて「ホワイトハウス マスエン」へご予約ください。予約完了後に当協会へご連絡ください。「契約保養所利用申込書」を送付いたしますので、所要事項にご記入のうえ、下記宛先にご返送ください。受付後、当協会から「宿泊補助券」を送付いたしますので、ご利用当日のチェックイン時にマスエンにお渡しください。

●「保養所利用申込書」の用紙請求先および送付先●

千葉県社会保険協会 冬山の家 係 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13  
問合せ先 Tel. 043-233-3971

●利用対象者

当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

●予約受付開始日

令和6年10月1日(火)から

●契約利用料金

1泊2日2食付(サービス料金・税込)

宿泊日	1室の宿泊人数	宿泊料金
平日	1名様	¥ 11,000
	2名様	¥ 9,000
	3名様以上	¥ 8,000
休前日及び12/29～1/3	1名様	¥ 12,000
	2名様	¥ 10,000
	3名様以上	¥ 8,500
シニア(60歳以上)	上記料金より ¥ 500 引き	
小学生	上記料金より ¥ 2,000 引き	

※ 被保険者および被扶養者(小学生以上)は、上記料金より1人1泊につき1,000円を補助いたします

※ 料金は、ご利用の際、直接お支払ください。

不明な点等ございましたら、当協会までお問い合わせください。Tel.043-233-3971

千葉県社会保険協会 からのお知らせ

プロによる

## 社会保険相談を受けてみませんか？

当協会が契約するベテランの社会保険労務士を会員事業所様に派遣し、個別相談などをお受けします。

## 例えば・・・

- 60歳で定年退職したら・・・  
老齢年金はいくらもらえるかな？  
雇用保険の失業給付の手続きは？

- 定年後も  
再雇用制度で在職したら・・・  
老齢年金はいくら減額になるの？  
雇用保険の給付金請求手続きは？



ご相談はすべて無料です

- 年金加入期間の確認方法は？

- 遺族年金、介護保険をもっと知りたい！

社会保険についての研修講師を事務所に派遣することも可能です！

その他、健康保険関係・労務・人事管理問題などを相談したい事業主様からも OK！  
相談はお一人様から受け付けています

## 申込方法

相談をご希望される会員事業所様は、下記申込書に必要事項をご記入のうえ、当協会まで FAX(043-233-3973)にてお申し込みくださいますようお願いいたします。  
不明な点等ございましたら、お問合せください。TEL.043-233-3971

FAX

043-233-3973

## 社会保険相談申込書

申込日 年 月 日

事業所名					
担当者名					
事業所所在地	〒				
電話番号					
希望相談日	第1希望	年	月	日( )	時 分
	第2希望	年	月	日( )	時 分
	第3希望	年	月	日( )	時 分
	※個別年金相談の場合、相談者様の年金記録等の照会に時間を要するため、申込から相談まで1ヶ月ほど期間が必要です				
希望相談人数	人 個別 ・ 集団 (どちらかに○)				
相談内容	※大枠で構わないので記入願います				
事業所までの交通手段 (駐車場の有無含む)					

## 千葉県社会保険協会 からのお知らせ

会員事業主の皆様へお願い

## 事業所名称、所在地等を変更されたときは

下記様式により FAX(043-233-3973)にてご連絡くださいますようお願いいたします。  
また、当協会ホームページの「各種申請」→「会員情報変更」からのご連絡も可能です。  
※→QRコードからも変更届フォームへ飛べます。



## 会員情報変更届

※協会記入欄（ご記入の必要はありません）

変更年月日 年 月 日

事業所名

所在地

※下記欄については、変更事項のあった個所のみご記入ください。

変更事項		変更前	変更後
事業所	記号		
	番号		
フリガナ			
事業所名			
所在地		〒	〒
電話番号			
被保険者数			

ご不明な点は（一財）千葉県社会保険協会（Tel.043-233-3971）へお問い合わせください。

※ 当協会への届出と、年金事務所への届け出は連動していません。それぞれに届出をお願いいたします。